



瑞穂町告示第156号

令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達について

このことについて、地方税法第20条の2の規定に基づき、その送達を受けるべき者の現住所が不明のため、当該書類を瑞穂町長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでもこれを交付する。

令和8年7月15日

瑞穂町長 山崎 栄



記

1 送達すべき書類

令和8年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書

2 送達を受けるべき者

<納税通知書>

(1) 布川 大記